福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二節　既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第二十六条―第二十八条）」を「第二節　住民の帰還の促進を図るための措置（第二十七条―第三十一条）
第一款　公営住宅法の特例等（第二十七条―第三十条）
第二款　一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画（第三十二条）
第三款　帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置（第三十三条―第三十五条）
第四款　既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第三十六条―第三十八条）」に、「第二十九条―第三十四条」を「第三十九条―第四十四条」に、「第三十五条―第三十八条」を「第四十五条―第四十八条」に、「第三十九条―第五十条」を「第四十九条―第六十条」に、「第五十一条―第六十三条」を「第六十一条―第七十三条」に、「第六十四条・第六十五条」を「第七十四条・第七十五条」に、「第六十六条―第七十条」を「第七十六条―第八十条」に、「第七十一条―第七十六条」を「第八十一条―第八十六条」に、「第七十七条―第八十二条」を「第八十七条―第九十四条」に、「第八十三条」を「第九十五条」に、「第八十四条―第八十八条」を「第九十六条―第百条」に改める。

第五条第二項第五号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第七号中「第七十一条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同項第八号中「いう」の下に「。第三十二条第一項第二号において同じ」を加える。

第十三条第二項中「第五十八条第二項第二号」を「第六十八条第二項第二号」に改める。

第二十条第三項第二号中「実施が」の下に「避難解除等区域への住民の帰還の促進その他の」を加える。

第二十三条中「第二十六条」を「第三十六条」に改める。

第二十四条中「第二十七条」を「第三十七条」に改める。

第八十八条を第百条とし、第八十四条から第八十七条までを十二条ずつ繰り下げる。

第八章中第八十三条を第九十五条とする。

第七章中第八十二条を第九十四条とし、第七十八条から第八十一条までを十二条ずつ繰り下げる。

第七十七条第一項中「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同条を第八十七条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（住民の円滑な帰還の促進を図るための措置）

第八十八条　国は、放射線又は長期にわたる避難により生ずる健康上の不安、帰還後における生活上の不安その他の原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者が有する帰還に対する不安を解消するため、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

第八十九条　国は、長期にわたる住民の避難その他の事情により避難指示区域においてイノシシその他の鳥獣による被害が増大していることに鑑み、住民の円滑な帰還を促進するため、避難指示区域内における当該被害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章中第七十六条を第八十六条とし、第七十五条を第八十五条とする。

第七十四条中「及び医療機器」を「、医療機器及びロボット」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十三条中「第七十一条第五項」を「第八十一条第五項」に、「第七十五条」を「第八十五条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十二条中「第七十一条第五項の」を「第八十一条第五項の」に、「第七十一条第六項」を「第八十一条第六項」に、「第七十一条第三項」を「第八十一条第三項」に、「第七十一条第五項」を「第八十一条第五項」に、「第七十一条第五項各号」を「第八十一条第五項各号」に、「第七十一条第七項」を「第八十一条第七項」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十一条第一項中「第七十四条」を「第八十四条」に、「及び医療機器」を「、医療機器及びロボット」に改め、同条第六項中「第七十三条」を「第八十三条」に、「第七十四条」を「第八十四条」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十条中「第六十六条」を「第七十六条」に改め、第五章第三節中同条を第八十条とし、第六十九条を第七十九条とし、第六十六条から第六十八条までを十条ずつ繰り下げ、同章第二節中第六十五条を第七十五条とし、第六十四条を第七十四条とする。

第六十三条中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改め、第五章第一節中同条を第七十三条とする。

第六十二条中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改め、同条を第七十二条とする。

第六十一条第一項中「第五十一条第二項第三号ホ」を「第六十一条第二項第三号ホ」に改め、同条第二項中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改め、同条第三項中「第五十一条第四項」を「第六十一条第四項」に改め、同条第四項中「第五十一条第十項」を「第六十一条第十項」に、「第五十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第五十一条第十項」を「第六十一条第十項」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十条中「第五十七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条を第七十条とする。

第五十九条第一項中「第五十七条第二項第三号」を「第六十七条第二項第三号」に改め、同条を第六十九条とし、第五十八条を第六十八条とし、第五十七条を第六十七条とする。

第五十六条中「第五十一条第二項第三号ニ」を「第六十一条第二項第三号ニ」に、「第六十条」を「第七十条」に改め、同条を第六十六条とする。

第五十五条第一項中「第五十一条第二項第三号ハ」を「第六十一条第二項第三号ハ」に改め、同条第四項中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十四条第一項中「第五十一条第二項第三号ロ」を「第六十一条第二項第三号ロ」に改め、同条第七項中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十三条第一項中「第五十一条第二項第三号イ」を「第六十一条第二項第三号イ」に改め、同条第七項中「第五十三条第七項」を「第六十三条第五項各号」に、「第五十三条第五項各号」を「第六十三条第九項」に改め、同条を第六十三条とする。